

まちからのお知らせ

ご存じですか

国民年金推進員さん



「明日のあなたを考えて：年金はあなたが主人公です」
11月6日から12日は「年金週間」です。

11月27日に山口市市民館で開催される『山口県社会保険大会』において、日置町の自治会納付組織が長年の事業実績を認められ、社会保険庁長官表彰を受けることになりました。古市上の上田久子推進員さんが、代表でこの大会に出席されます。
各自治会の推進員さんの地道な活動が、県下トップクラスの日置町の国民年金保険料納付率を支えているのです。保険料の納付方法は推進員さんによる徴収と、口座振替を実施しています。ご協力をお願いします。

住み慣れた家庭や地域で、すこやかで安心して生活を送っていたために、年金を自分自身の老後生活の基盤として、認識し、将来無年金者とならないためにも、皆さん自らもう一度年金について考えてみましょう。

平成8年度国民年金推進員

(敬称は略します)

宮本 司 (黄波戸)	後 隆雄 (大内山下)
吉野 勝幸 (黄波戸口)	林 清子 (向田)
柴田 敏雄 (堀田)	長藤 一嘉 (川原)
上田 久子 (古市上)	沖原 トマ子 (野田北)
岡崎 晃子 (古市下)	上田 スミ子 (野田南)
上田 久子 (新町)	大中 秀征 (長行)
橋 実千代 (原小路)	高見 耐子 (雨乞)

児童手当

請求はお済みですか

児童手当は、3歳未満の児童を養育している人に支給されます。家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的としています。

児童手当の支給は、認定請求をした日の属する月の翌月から開始され、支給事由の消滅した日の属する月分で終わります。

なお手当は、毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分

までが各期月の7日に口座振込されます。

児童手当の月額はいくらですか

○第1子 5千円

○第2子 5千円

○第3子以降 1万円です。

ただし、前年の所得が一定額以上の場合には、所得制限により、児童手当は支給されません。詳細については、役場福祉係へお問い合わせ下さい。

戦傷病者等の妻の方に
特別給付金が支給されます

受付期間 平成8年10月1日
～平成11年9月30日

◎特別給付金国債の最終償還を終えた戦傷病者等の妻の方に、改めて特別給付金が国債により支給されます。

◎戦傷病者等の妻に対する特別給付金を平成8年5月まで受給したが、夫である戦傷病者が平成5年3月31日までに死亡している場合、その妻の方に特別給付金が国債により支給されます。

◎戦傷病者が公務傷病等により死亡したため、その

妻が公務扶助料等を受けている場合

☆戦没者等の妻に対する特別給付金

○夫である戦傷病者が公務傷病等以外で死亡(平病死)した場合

☆戦傷病者等の妻に対する特別給付金(特例給付金)

請求手続きや金額等詳細な内容については、役場福祉係(37)2111にお問い合わせ下さい。